

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

この法律における主な用語の定義を定めること。（第二条関係）

三 基本理念等

1 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解

決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならないものとする。 (第三条第一項関係)

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、1の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとする。 (第三条第二項関係)

四 国等の責務

1 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第四条第二項関係)

第二 認証紛争解決手続の業務

一 民間紛争解決手続の業務の認証

民間紛争解決手続を業として行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）

（ ）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができるものとする。 （第五条関係）

二 認証の基準

法務大臣は、一の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。 （第六条関係）

1 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。

2 1の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

3 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するた

めの方法を定めていること。

4 申請者の実質的支配者等又は申請者の子会社等を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

5 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

6 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

7 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

8 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

9 申請者が紛争の一方の当事者から8の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速

やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

10 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

11 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。十二の手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とするものとする。

12 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

13 手続実施者が民間紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

14 申請者（法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの

者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

15 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

16 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

三 欠格事由

一の認証を受けることができない事由について、所要の規定を整備すること。（第七条関係）

四 認証の申請

1 一の認証の申請は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名、民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地等を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならないものとする
こと。その添付書類について、所要の規定の整備をすること。（第八条第一項及び第二項関係）

2 一の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないものとする
こと。（第八条第三項関係）

五 認証に関する意見聴取

- 1 法務大臣は、一の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならないものとする。 (第九条第一項関係)

- 2 法務大臣は、一の認証をしようとするときは、三のうち所定の事由の有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならないものとする。 (第九条第二項関係)

- 3 法務大臣は、一の処分又は決定をしようとする場合には、六一の認証審査参与員の意見を聴かなければならないものとする。 (第九条第三項関係)

六 認証審査参与員

- 1 法務省に、一の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、八一の変更の認証の

- 申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに十九二による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置くものとする。 (第十条第一項関係)
- 2 その他認証審査参与員の権限、任命、任期等について、所要の規定の整備をすること。 (第十条第二項から第五項まで関係)

七 認証の公示等

- 1 法務大臣は、一の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならないものとする。 (第十一条第一項関係)
- 2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、所定の事項を認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならないものとし、所要の規定を整備すること。 (第十一条第二項関係)
- 3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者と誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはな

らないものとする。 (第十一条第三項関係)

八 変更の認証

1 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでないものとする。 (第十二条第一項関係)

2 1の変更の認証を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書及び添付書類を法務大臣に提出しなければならないものとし、所要の規定を整備すること。 (第十二条第二項及び第三項関係)

3 1の変更の認証等について、認証に関する所要の規定を準用すること。 (第十二条第四項関係)

九 変更の届出

認証紛争解決事業者は、氏名若しくは名称又は住所の変更、認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての軽微な変更等があったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならないものとし、その公示について所要の規定を整備すること。 (第十三条関係)

十 説明義務

認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、手続実施者の選任に関する事項、紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項、認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行等について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならないものとする。 (第十四条関係)

十一 暴力団員等の使用の禁止

認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならないものとする。 (第十五条関係)

十二 手続実施記録の作成及び保存

認証紛争解決事業者は、その実施した認証紛争解決手続に関し、紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日、紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称、手続実施者の氏名、認証紛争解決手続の結果等を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならないものとする。 (第十六条関係)

十三 合併の届出等

1 認証紛争解決事業者は、当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併、認証紛争解決手続の業務の廃止等をしようとするときは、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならぬものとする。 (第十七条第一項関係)

2 法務大臣は、1による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならないものとする。 (第十七条第二項関係)

3 1のいずれかの行為をした者(1の合併にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び十五により認証がその効力を失った旨を通知しなければならないものとする。 (第十七条第三項関係)

十四 解散の届出等

1 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人等は、当該解散の日から一月以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならないものとする。 (第十八条

第一項関係)

2 1の清算人等は、当該解散の日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び十五により認証がその効力を失った旨を通知しなければならないものとする。 (第十八条第二項関係)

3 十三2は、1による届出があつた場合について準用すること。 (第十八条第三項関係)

十五 認証の失効

認証紛争解決事業者が十三1のいずれかの行為をしたとき、認証紛争解決事業者が十四1の解散をしたとき、又は認証紛争解決事業者が死亡したときには、一の認証はその効力を失うものとする。 (第十九条関係)

十六 事業報告書の提出

十七 報告及び検査

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならないものとする。 (第二十条関係)

十七 報告及び検査

- 1 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、十九1又は2のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。 (第二十条第一項関係)

- 2 1により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。 (第二十一条第二項関係)

- 3 1による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

(第二十一条第三項関係)

十八 勧告等

- 1 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、十九2のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要

があるとき、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。 (第二十二條第一項關係)

2 法務大臣は、1の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第二十二條第二項關係)

十九 認証の取消し

1 法務大臣は、認証紛争解決事業者が三のいずれかに該当するに至つたとき、偽りその他不正の手段により一の認証若しくは八1の変更の認証を受けたとき、又は正当な理由がなく十八2による命令に従わないときは、その認証を取り消さなければならないものとする。 (第二十三條第一項關係)

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が、その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が二の基準のいずれかに適合しなくなつたとき、認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力若しくは経理的基礎を有するものでなくなつたとき、又はこの法律の規定に違反したときのいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができるものとする。 (第二十三條第二項關係)

係)

3 法務大臣は、1又は2による認証の取消しをしようとするときは、認証紛争解決事業者に係る所定の事由又は事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができるものとする。 (第二十三条第三項関係)

4 法務大臣は、1又は2により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならないものとする。 (第二十三条第四項関係)

5 1又は2により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日 に認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならないものとする。 (第二十三条第五項関係)

6 2により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、認証に関する所要の規定を準用すること。 (第二十三条第六項関係)

二十 民間紛争解決手続の業務の特性への配慮

法務大臣は、十七1により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は十八によ

り勧告をし、若しくは命令をするに当たっては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行う者との間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならぬものとする。こと。（第二十四条関係）

第三 認証紛争解決手続の利用に係る特例

一 時効の中断

1 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなすものとする。こと。（第二十五条第一項関係）

2 十五により認証がその効力を失つた場合及び十九1又は2により認証が取り消された場合について、時効の中断に関する所要の規定を整備すること。（第二十五条第二項及び第三項関係）

二 訴訟手続の中止

1 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次のいずれかの事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとすること。（第二十六条第一項関係）

(一) 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

(二) (一)の場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合

意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも1の決定を取り消すことができるものとすること。（第二十六条第二項関係）

3 1の申立てを却下する決定及び2により1の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。こと。（第二十六条第三項関係）

三 調停の前置に関する特則

民事調停法第二十四条の二第一項の事件又は家事審判法第十八条第一項の事件（同法第二十三条の事件を除く。）について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しないものとする。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができるものとする。（第二十七条関係）

第四 雑則

一 報酬

認証紛争解決事業者（認証紛争解決手続における手続実施者を含む。）は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができるものとする。（第二十八条関係）

二 協力依頼

法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。 (第二十九条関係)

三 法務大臣への意見

警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、所定の事由又は事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができるものとする。 (第三十条関係)

四 認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表

法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、所定の事項について、インターネットの利用その他の方法により公表することができるものとし、所要の規定を整備すること。 (第三十一条関係)

第五 罰則

所要の罰則規定を設けること。 (第三十二条から第三十四条まで関係)

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備をすること。（附則第三条及び附則第四条関係）